

4字抹消

工事請負契約書

- 1 工事名 湯西川ダム本体建設工事
- 2 工事場所 栃木県日光市西川地先
- 3 工期 平成20年 7月29日 から
平成24年 3月25日 まで
- 4 請負代金額 ¥29,505,000,000.-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥1,405,000,000.-
- 5 契約保証金 免除
- 6 調停人
- 7 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

〔注〕建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、（1）分別解体等の方法、（2）解体工事に要する費用、（3）再資源化等をする施設の名称及び所在地、（4）再資源化等に要する費用についてそれぞれ記入する。

上記工事について、発注者 支出し負担行為担当官
関東地方整備局長
菊川滋
と請負者 湯西川ダム本体建設工事 鹿島・清水特定建設工事共同企業体 代表者 鹿島建設株式会社 関東支店 専務執行役員支店長 森光康夫は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

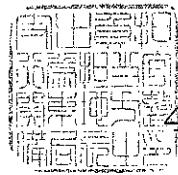
また、請負者が共同企業体を結成している場合には、請負者は、別紙の湯西川ダム本体建設工事 鹿島・清水特定建設工事共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帶して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年 7月28日

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

発注者	住所	支出し負担行為担当官 関東地方整備局長 菊川滋	印
請負者	住所	湯西川ダム本体建設工事 鹿島・清水特定建設工事共同企業体	
代表者	住所	埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2	印
構成員	住所	鹿島建設株式会社関東支店 専務執行役員 支店長 森光康夫	印
	住所	埼玉県さいたま市大宮区下町一丁目51番地 清水建設株式会社関東支店 専務執行役員 支店長 松崎俊昌	印



4字抹消

工事請負契約書

- 1 工事名 湯西川ダム取水放流設備工事
- 2 工事場所 栃木県日光市西川地先
- 3 工期 平成21年3月11日 から
平成24年3月23日 まで
- 4 請負代金額 ¥2,577,750,000
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥122,750,000
- 5 契約保証金 ¥773,325,000
- 6 調停大
- 7 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

[注] 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、（1）分別解体等の方法、（2）解体工事に要する費用、（3）再資源化等をする施設の名称及び所在地、（4）再資源化等に要する費用についてそれぞれ記入する。

上記工事について、発注者

と請負者 株式会社 粟本鐵工所 東京支社 は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同企業体を結成している場合には、請負者は、別紙の 共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帶して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年3月10日

発注者	住所	埼玉県さいたま市中央区新都心4丁目1番9号
	氏名	支出負担行為担当官 関東地方整備局長
請負者	住所	東京都港区新橋4丁目1番9号
	氏名	株式会社粟本鐵工所東京支社 代表取締役 東京支社長 蔵本浩二

四字抹消

工事請負契約書

- 1 工事名付替県道7号トンネル工事
2 工事場所栃木県日光市西川地先
3 工期平成21年2月11日から
平成23年3月25日まで
4 請負代金額 ¥1,844,850,000.-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥87,850,000.-
5 契約保証金 ¥553,455,000.-
6 調停人
7 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

〔注〕建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）

第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用についてそれぞれ記入する。

上記の工事について、発注者 支出負担行為担当官関東地方整備局長 菊川 滋
と請負者 日本国土開発株式会社東京支店 常務取締役支店長 田口 洋三 は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同企業体を結成している場合には、請負者は、別紙の 共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帶して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。 平成21年2月10日

発注者 住所 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

氏名 支出負担行為担当官関東地方整備局長 印

菊川 滋

請負者 住所 東京都港区赤坂四丁目9番9号

氏名 日本国土開発株式会社 東京支店
常務取締役
支店長 田口洋三 印

4字抹消

工事請負契約書

- 1 工事名 湯西川ダム右岸天端造成工事
- 2 工事場所 栃木県日光市西川地先
- 3 工期 平成19年10月19日から平成20年11月27日まで
(指定部分) シュート造成工 平成19年10月19日から平成20年3月31日まで
- 4 請負代金額 ¥ 1,585,500,000. -
(指定部分) シュート造成工 ¥ 24,800,000. -
その他 ¥ 1,560,700,000. -
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 75,500,000. -
- 5 契約保証金 ¥ 475,650,000. -
- 6 調停人

- 7 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

[注] 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用についてそれぞれ記入する。

支出負担行為担当官
関東地方整備局長

上記工事について、発注者 北橋建治
と請負者 丸磯建設株式会社東京支店
常務取締役支店長 中川信晴
は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
また、請負者が共同企業体を結成している場合には、請負者は、別紙の 共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年10月18日

発注者 住所 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
氏名 支出負担行為担当官
関東地方整備局長 印
北橋建治

請負者 住所 東京都品川区北品川3丁目6番7号
氏名 丸磯建設株式会社東京支店
常務取締役支店長 中川信晴

4字抹消

工事請負契約書

- 1 工事名 付替県道打越地区橋梁工事
2 工事場所 栃木県日光市西川地先
3 工期 平成 21年 2月 27日 から
平成 23年 3月 31日 まで
4 請負代金額 ¥1,138,200,000—
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥54,200,000—
5 契約保証金 ¥341,460,000—
6 調停人
7 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

[注] 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、（1）分別解体等の方法、（2）解体工事に要する費用、（3）再資源化等をする施設の名称及び所在地、（4）再資源化等に要する費用についてそれぞれ記入する。

支出負担行為担当官
関東地方整備局長

上記工事について、発注者

菊川滋

と請負者 付替県道打越地区橋梁工事不動テトラ・三菱異工種建設工事共同企業体は、各々の対等な立場に
代表者 株式会社不動テトラ 東京本店
常務執行役員本店長 佐々木 耕二

における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同企業体を結成している場合には、請負者は、別紙の付替県道打越地区橋梁工事不動テトラ・三菱異工種建設工事共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帶して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年 2月 26日

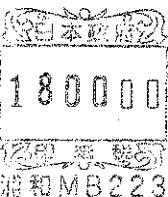
発注者 住 所 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
氏 名 支出負担行為担当官
関東地方整備局長

菊川滋

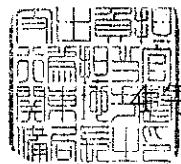
請負者 付替県道打越地区橋梁工事不動テトラ・三菱異工種建設工事共同企業体

代表者 住 所 東京都中央区日本橋小網町6番1号
商号又は名称 株式会社不動テトラ、東京本店
代表者 氏名 常務執行役員本店長 佐々木 耕二

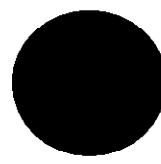
構成員 住 所 東京都港区港南二丁目16番5号
商号又は名称 三菱重工鉄構エンジニアリング株式会社
代表者 氏名 東京支店長 団子 利幸



180000



字抹消



工事請負契約書

1 工事名 川俣ダム施設改良工事

2 工事場所 栃木県日光市川俣地先

3 工期 平成21年10月1日 から
平成24年1月31日 まで

4 請負代金額 ¥1,048,950,000.-

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥49,950,000.-

5 契約保証金 免除

6 調停人

7 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

〔注〕建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、（1）分別解体等の方法、（2）解体工事に要する費用、（3）再資源化等をする施設の名称及び所在地、（4）再資源化等に要する費用についてそれぞれ記入する。

支出負担行為担当官
関東地方整備局長

上記工事について、発注者 菊川滋
と請負者 鹿島建設株式会社 関東支店 専務執行役員支店長
森光康夫は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同企業体を結成している場合には、請負者は、別紙の 共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年 9月30日

発注者 住所 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
氏名

支出負担行為担当官
関東地方整備局長

菊川滋

請負者 住所 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2
氏名 鹿島建設株式会社関東支
専務執行役員
支店長 森光康夫

工事請負契約書

- 1 工事名 付替県道4号トンネル工事
2 工事場所 栃木県日光市西川地先
3 工期 平成21年3月4日から
平成22年12月25日まで
4 請負代金額 金1,071,000,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金51,000,000円
5 契約保証金 免除
6 調停人
7 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

〔注〕建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）

第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用についてそれぞれ記入する。

上記の工事について、発注者 支出負担行為担当官関東地方整備局長 菊川滋

と請負者 鉄建建設株式会社 関越支店 執行役員支店長 高橋俊博 は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同企業体を結成している場合には、請負者は、別紙の 共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帶して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年3月3日

発注者 住所 埼玉県さいたま市中央区新都心2丁目
氏名 支出負担行為担当官
関東地方整備局長
菊川滋

請負者 住所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目1番地
氏名 鉄建建設株式会社関越支店
執行役員支店長 高橋俊博

16字抹消

工事請負契約書

- 1 工事名 付替県道5号トンネル工事
2 工事場所 栃木県日光市西川地先
3 工期 平成20年10月16日 から
平成22年 5月31日 まで
4 請負代金額 ¥920,745,000.-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥43,845,000.-
5 契約保証金 免除
6 調停人
7 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

[注] 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、（1）分別解体等の方法、（2）解体工事に要する費用、（3）再資源化等をする施設の名称及び所在地、（4）再資源化等に要する費用についてそれぞれ記入する。

支出負担行為担当官
関東地方整備局長

上記工事について、発注者 菊川滋
と請負者 付替県道5号トンネル工事 鹿島建設株式会社 関東支店 専務執行役員支店長 森光康夫は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
また、請負者が共同企業体を結成している場合には、請負者は、別紙の 共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帶して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年10月15日

発注者 住所 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
氏名 支出負担行為担当官
関東地方整備局長 印
菊川滋

請負者 住所 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2
氏名 鹿島建設株式会社関東支店
専務執行役員
支店長 森光康夫 印

四字抹消

工事請負契約書

- 1 工事名 付替県道8号橋上部工事
2 工事場所 栃木県日光市湯西川地先
3 工期 平成21年3月6日から、
平成22年10月31日まで
4 請負代金額 ¥842,100,000.-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 40,100,000.-
5 契約保証金 ¥252,630,000.-
6 調停人 /
7 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

(注)建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律104号)

第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用についてそれぞれ記入する。

上記の工事について、発注者 支出負担行為担当官関東地方整備局長 菊川 滋
と請負者 川田建設株式会社 東京支店 執行役員支店長 門馬 憲幸 は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同企業体を結成している場合には、請負者は、別紙の 共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帶して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。 平成21年3月5日

発注者 住所 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

氏名 支出負担行為担当官関東地方整備局長

菊川 滋

請負者 住所 東京都北区滝野川6丁目3番1号

氏名 川田建設株式会社 東京支店

執行役員支店長 門馬 憲幸



四字抹消



工事請負契約書

- 1 工事名 付替県道3号トンネル工事
- 2 工事場所 栃木県日光市湯西川地先
- 3 工期 平成21年2月26日から
平成22年6月30日まで
- 4 請負代金額 ¥1,032,990,000.-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥49,190,000.-
- 5 契約保証金 免除
- 6 調停人
- 7 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

〔注〕建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）

第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用についてそれぞれ記入する。

上記の工事について、発注者 支出負担行為担当官関東地方整備局長 菊川 滋
と請負者 青木あすなろ建設株式会社 東京土木本店 は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同企業体を結成している場合には、請負者は、別紙の 共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帶して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。 平成21年2月25日

発注者 住所 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

氏名 支出負担行為担当官関東地方整備局長

菊川

請負者 住所

東京都港区芝二丁目14番5号

氏名 青木あすなろ建設株式会社東京土木本店

常務執行役員 矢島悟朗